

令和元年9月25日提出

# 令和元年9月市議会定例会追加議案

白 河 市



## 決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、次に掲げる平成 3 0 年度白河市一般会計及び特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。

なお、決算の内容及び審査意見書は、別冊のとおりである。

- 1 平成 3 0 年度白河市一般会計歳入歳出決算
- 2 平成 3 0 年度白河市国有林野払受費特別会計歳入歳出決算
- 3 平成 3 0 年度白河市教育財産特別会計歳入歳出決算
- 4 平成 3 0 年度白河市小田川財産区特別会計歳入歳出決算
- 5 平成 3 0 年度白河市大屋財産区特別会計歳入歳出決算
- 6 平成 3 0 年度白河市樋ヶ沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 7 平成 3 0 年度白河市土地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 8 平成 3 0 年度白河市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 9 平成 3 0 年度白河市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 1 0 平成 3 0 年度白河市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 1 1 平成 3 0 年度白河市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算
- 1 2 平成 3 0 年度白河市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 1 3 平成 3 0 年度白河市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 1 4 平成 3 0 年度白河市個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算

令和元年 9 月 2 5 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

平成30年度白河市継続費精算の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、平成30年度において継続年度が終了した継続費について、次のとおり精算したので報告する。

平成30年度白河市継続費精算報告書

一般会計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較							
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳						
					特 定 財 源				特 定 財 源				一 般 財 源	特 定 財 源					
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		一 般 財 源	国 県 支 出 金	地 方 債			そ の 他	一 般 財 源				
55 教育費	20 小学校 費	金子小学校 建設事業 校舎大規模 改修工事	平成 28	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			208,825,000	56,362,000	152,400,000		63,000	194,640,000	56,362,000	125,300,000		12,978,000	14,185,000		27,100,000			△ 12,915,000	
			平成 29																
			平成 30	208,825,000	49,608,000	133,500,000		25,717,000	206,470,920	49,608,000	117,600,000		39,262,920	2,354,080		15,900,000			△ 13,545,920
計	417,650,000	105,970,000	285,900,000		25,780,000	401,110,920	105,970,000	242,900,000		52,240,920	16,539,080		43,000,000			△ 26,460,920			

令和元年9月25日提出

白河市長 鈴木和夫

## 平成30年度白河市の健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、法第2条各号に定める平成30年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに法第22条第2項に定める資金不足比率を次のとおり報告する。

なお、法第3条第1項及び第22条第1項の規定による監査委員の意見は、別冊のとおりである。

### 1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— ( 12.64 )	— ( 17.64 )	10.9 ( 25.0 )	63.0 ( 350.0 )

(注) 1 「—」は、法第2条第1号に定める実質赤字額又は同条第2号に定める連結実質赤字額がないことを表す。

2 括弧書きの数値は、法第2条第5号に定める早期健全化基準を表す。

### 2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
白河市土地造成事業特別会計	— (20.0)
白河市地方卸売市場特別会計	— (20.0)
白河市公共下水道事業特別会計	— (20.0)

白河市農業集落排水事業特別会計	— (20.0)
白河市個別排水処理事業特別会計	— (20.0)
白河市水道事業会計	— (20.0)
白河市工業用水道事業会計	— (20.0)

- (注) 1 「—」は、法第22条第2項に定める資金の不足額がないことを表す。  
2 括弧書きの数値は、法第23条第1項に定める経営健全化基準を表す。

令和元年9月25日提出

白河市長 鈴木和夫

